

# あなたのチカラを消防団に！ 機能別団員制度が始まります



葉山町では、「消防団員の役割の多様化への対応」を図るため、総務省消防庁が推奨する、特定の活動、役割のみに参加する消防団員である「機能別団員制度」を導入することとなりました。

## 「あなたのチカラ」を消防団に！

消防団は、消火活動や救出救助活動、防火防災普及活動など「地域防災力の要」としての活躍が期待されています。

近年、全国各地で様々な災害が発生し、大きな被害をもたらしています。

そのような災害が発生した場合、新たな対応やニーズが生じることがあります。そのような時に「あなたのチカラ」を機能別団員として活用していただませんか。

あなたにもできることがあります

## 消防団員募集



**葉山町消防団**  
VOLUNTEER FIRE CORPS

お問い合わせ  
葉山町消防本部消防総務課  
046-876-0119  
syousou@hayama.kanagawa.jp



# 消防団とは

## ○非常備の消防機関

消防団は消防署と同様の消防機関です。

消防署は常勤の消防職員による消防機関であるのに対し、消防団は、普段は様々な仕事に就いている人たちが、火災・風水害・震災時に消防団員となり消防活動を行う非常備の消防機関です。

## ○特別職の地方公務員

消防団員は公務員です。ただし、特別職の非常勤公務員となります。災害活動においては公的な活動をすることから消防団員としてなすべきこと、守らなければならないことなどが条例、規則等で定められています。

## ○地域に根ざした活動

その地域に住んでいる住民であるからこそ、勤務している従業員であるからこそ、分かることがあります。混乱した災害の場においてはその貴重な情報が役立ちます。消防団員は地域の住民等で組織され、地域に密着した活動で活躍します。

## ○入団資格

町内在住か在勤で18歳以上の健康な方であれば男女問わず入団資格があります。

機能別団員は大きく2種類あります。

○主に大規模災害での活動（15人）

○主に広報や防火防災救急などの普及活動（12人）

入団時に主な活動について、ご本人の希望や経験などをもとに調整させていただきます。

# 機能別団員の活動

機能別団員は、地震や台風などで被害が大きい災害が発生したとき、これまでの消防団員（基本団員）だけでは人手不足となる場合に活動していただきます。平常時は、災害が起きたときのために地域の方々に防火防災に係る啓発活動を行います。  
※通常の火災や風水害での災害対応はしません。

AED講習の指導



活動隊員の後方支援（衛生）



避難誘導（訓練）



活動隊員の後方支援（食料）



初期消火指導（訓練）



# 機能別団員の処遇

様々な活動をするために、消防団員には次のような処遇制度があります。また、消防団活動に必要な知識、技術などを習得するための講習会、研修会に参加することがあります。

## ○年額報酬

消防団活動の労苦に対して年額10,000円が支払われます。

## ○出動報酬

災害などに従事した場合（4時間未満4,000円、4時間以上8,000円）や、訓練や防火防災啓発活動に参加した場合に出動報酬が支払われます。（訓練等3,000円）

## ○公務災害補償

公務でケガなどをした場合、治療費用や休業補償、介護補償など様々な補償があります。

# 主な年間行事

- 4月 辞令交付（入団式）・消防団制度等の説明などの講習
  - 5月 消防団WEB講習（各自）
  - 6月 消防団活動講習（応急手当、大規模災害講習等）
  - 7月 消防団活動講習（基本団員と合同）
  - 8月
  - 9月 町総合防災訓練
  - 10月 消防署・消防団合同訓練
  - 11月
  - 12月 防災指導要領講習（応急手当や消火器の使い方）
  - 1月 消防出初式（広報）
  - 2月
  - 3月
- ※その他  
必要に応じた訓練や普及啓発業務  
（概ね一人あたり年間10日の活動）